

様式第四十一（第41条関係）

創業支援事業計画の認定申請書

平成26年 3月 5日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿
総務大臣 新藤 義孝 殿

秩父市長 久喜 邦康

横瀬町長 加藤 嘉郎

皆野町長 石木戸 道也

長瀬町長 大澤 タキ江

小鹿野町長 福島 弘文

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

1. 市町村が実施する創業支援事業について別表1に、市町村以外の者が実施する創業支援事業について別表2に記載する。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表 1 - 1

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
<p>秩父地域 1 市 4 町と商工会議所・商工会の協働により「ちちぶ地域創業サポート窓口」を各団体に設置し、創業者・創業希望者向けの相談対応を実施する。</p> <p>これまでは商工会議所及び各商工会において、おおむね年間のべ 30 件程度の相談対応を実施しており、実相談者数のおおむね 1 割程度の創業実現を把握していた。本窓口の設置によるアナウンス効果と他事業との連携により、年間のべ 50 件以上の相談対応、その中で実際に創業を希望する者のうち 2 割以上の創業実現を目標とする。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p>地域内における創業を促進するため、1 市 4 町と秩父商工会議所・荒川商工会・西秩父商工会・皆野町商工会・長瀨町商工会の協働により「ちちぶ地域創業サポート窓口」を各団体に設置する。コア窓口を秩父商工会議所に置き、1 市 4 町を含むその他各団体にサテライト窓口を置く。</p> <p>1 市 4 町が役割を担うサテライト窓口においては、住民を中心とした創業者または創業希望者の創業に関する相談に対応し、基礎的な情報の提供（秩父市立秩父図書館との連携によるビジネス支援も含む）、対応方法のアドバイスを行う。</p> <p>また、必要に応じて、より専門的な相談に対応するコア窓口や、金融機関等につなぐ等の対応を実施する。</p> <p>なお、事業計画全体に関して、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。</p> <p>〔本計画による創業支援組織における各連携機関の役割〕</p> <p>【1 市 4 町（サテライト窓口）】 相談窓口における情報提供及び対応方法のアドバイス、創業支援施策全体のマネジメント、証明書発行業務、各創業支援機関における創業支援事業の進捗管理、広報活動等</p> <p>【秩父商工会議所（コア窓口）】 相談実務の窓口間調整、相談窓口での経営相談、販路開拓支援、専門家の配置による専門的相談対応等</p> <p>【各商工会（サテライト窓口）】 相談窓口での経営相談、販路開拓支援等</p> <p>【金融機関】 資金繰り相談、円滑な金融融資の実行支援等</p> <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <p>1 市 4 町の担当職員により対応する。また創業支援事業者との連携による広報活動を広く実施し、本事業の周知を図る。</p> <p>必要に応じ、コア窓口と連携して専門家の出張相談等を実施する。</p> <p>認定支援機関および金融機関等とも連携し、相談者及び創業者のフォローアップを実施する（事業計画全体に関して実施）。</p> <p>担当職員の相談対応能力の確保・向上のため、定期的に研修を実施する。</p> <p>秩父市立秩父図書館と連携したビジネス支援サービス（経営・ビジネス向けデータベースの提供など）を実施する。</p> <p>なお、定期的に相談対応状況とその後の創業状況について調査し、目標に対する達成度を検証する。</p>

計画期間
平成26年4月1日～平成29年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 1 - 2

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
創業に関するセミナーの開催により、「創業予備軍」の開拓を行う。 これまでは特段、創業に関するセミナーは実施していなかった。秩父市が過去に実施した産業関連（後継者育成・事業承継等）のセミナーにおいては、個別相談対応等、次のステップに進んだことを確認できたケースは1割未満に留まっていた。本事業の実施により、年間30人の受講、うち2割以上が次のステップ（個別相談対応、創業塾受講等）に進むことを目標とする。
創業支援事業の内容及び実施方法
（1）創業支援事業の内容 年1回～2回程度、「創業」をテーマにしたセミナーを開催する。 創業に関心のある方を対象に開講し、創業塾の受講、具体的な創業準備等、次のステップに進んでいただく動機づけとなるような内容とする。 （2）創業支援事業の実施方法 会場：秩父市内（市役所会議室等の利用を想定） 講師：創業支援に知見を有する方（中小企業診断士等） 内容：創業に関する基礎知識、創業事例の紹介、支援制度について 等 会場および講師の手配、広報活動、教材準備等、1市4町が連携して行う。 広報活動に関しては、創業支援事業者（商工会議所・商工会）とも連携して行う。 また、受講状況と受講者のその後の動向について定期的に調査し、目標に対する達成度を検証する。
計画期間
平成26年4月1日～平成29年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2 - 1

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 秩父商工会議所 ② 荒川商工会 ③ 西秩父商工会 ④ 皆野町商工会 ⑤ 長瀬町商工会 <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 埼玉県秩父市宮側町 1 - 7 ② 埼玉県秩父市荒川上田野 1 4 2 7 - 1 ③ 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 2 9 8 - 1 ④ 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1 4 2 3 ⑤ 埼玉県秩父郡長瀬町本野上 1 8 9 - 6 <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会頭 西村 耕一 ② 会長 小池 和雄 ③ 会長 岩崎 宏 ④ 会長 吉岡 澄幸 ⑤ 会長 野原 武夫 <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ① TEL : 0 4 9 4 - 2 2 - 4 4 1 1、FAX : 0 4 9 4 - 2 4 - 8 9 5 6 ② TEL : 0 4 9 4 - 5 4 - 1 0 5 9、FAX : 0 4 9 4 - 5 3 - 1 0 1 6 ③ TEL : 0 4 9 4 - 7 5 - 1 3 8 1、FAX : 0 4 9 4 - 7 5 - 1 3 8 2 ④ TEL : 0 4 9 4 - 6 2 - 1 3 1 1、FAX : 0 4 9 4 - 6 2 - 4 4 4 4 ⑤ TEL : 0 4 9 4 - 6 6 - 0 2 6 8、FAX : 0 4 9 4 - 6 9 - 1 0 3 0
創業支援事業の目標
<p>・創業サポート窓口の設置</p> <p>秩父地域 1 市 4 町と商工会議所・商工会の協働により「ちちぶ地域創業サポート窓口」を各団体に設置し、創業者・創業希望者向けの相談対応を実施する。</p> <p>これまでは商工会議所及び各商工会において、おおむね年間のべ 3 0 件程度の相談対応を実施しており、実相談者数のおおむね 1 割程度の創業実現を把握していた。本窓口の設置によるアナウンス効果と他事業との連携により、年間のべ 5 0 件以上の相談対応、その中で実際に創業を希望する者のうち 2 割以上の創業実現を目標とする。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p>地域内における創業を促進するため、秩父地域 1 市 4 町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）との協働により「ちちぶ地域創業サポート窓口」を各団体に設置する。</p>

コア窓口を秩父商工会議所に置き、各商工会を含むその他各団体にサテライト窓口を置く。

コア窓口においては、住民を中心とした創業者または創業希望者の創業に関する相談に対応し、必要な情報の提供、創業に向けたアドバイスを行う。必要に応じ専門家を配置し、より専門的な相談に対応する。また、コア窓口に寄せられた相談情報を集約し、一元的な管理を行う。

サテライト窓口においては、住民を中心とした創業者または創業希望者の創業に関する相談に対応し、基礎的な情報の提供、対応方法のアドバイスを行う。また、必要に応じて、より専門的な相談に対応するコア窓口や、金融機関等につなぐ等の対応を実施する。

本事業のうち、専門家によるアドバイスを1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、創業・スタートアップ期の個別支援により円滑な創業・成長を支援する事業を「ハンズオン支援事業」として特定創業支援事業とする。1か月以上かつ4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓のアドバイスを行った段階で、証明書発行の条件を満たしたこととする。

ハンズオン支援事業においては、支援対象者のレベル・ニーズに応じて、経営、財務、人材育成、販路開拓等に関するノウハウを習得させるとともに、創業後も事業の進捗状況をフォローし、適切なアドバイスを行う。

(2) 創業支援事業の実施方法

窓口の運営については、各団体の担当職員により対応する。また1市4町との連携による広報活動を広く実施し、本事業の周知を図る。

必要に応じ、各専門分野に精通した専門家を配置するとともに、金融機関等の連携を図る。

なお、定期的に相談対応状況とその後の創業状況について調査し、目標に対する達成度を検証する。

ハンズオン支援事業については、経営全般または各専門分野に精通した専門家を配置する。

特定創業支援事業における名簿は、基本的には各団体で適切に管理し、あわせて、秩父市において総括的に管理を行い、証明書発行に必要な情報を各団体間で共有する。証明書発行の条件を満たした段階で都度更新し共有するほか、定期的に支援状況の確認を実施する。個人情報の保護・管理を適切に実施するほか、1市4町における証明書の発行状況等を適切に管理する。

証明書の発行を受けた者の、その後の創業状況について、6か月後、1年後等に確認を行い、証明書発行者である1市4町において適切に記録、保存する。

計画期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。

2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2 - 2

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 秩父商工会議所 ② 荒川商工会 ③ 西秩父商工会 ④ 皆野町商工会 ⑤ 長瀬町商工会 <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 埼玉県秩父市宮側町 1 - 7 ② 埼玉県秩父市荒川上田野 1 4 2 7 - 1 ③ 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 2 9 8 - 1 ④ 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1 4 2 3 ⑤ 埼玉県秩父郡長瀬町本野上 1 8 9 - 6 <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会頭 西村 耕一 ② 会長 小池 和雄 ③ 会長 岩崎 宏 ④ 会長 吉岡 澄幸 ⑤ 会長 野原 武夫 <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ① TEL : 0 4 9 4 - 2 2 - 4 4 1 1、FAX : 0 4 9 4 - 2 4 - 8 9 5 6 ② TEL : 0 4 9 4 - 5 4 - 1 0 5 9、FAX : 0 4 9 4 - 5 3 - 1 0 1 6 ③ TEL : 0 4 9 4 - 7 5 - 1 3 8 1、FAX : 0 4 9 4 - 7 5 - 1 3 8 2 ④ TEL : 0 4 9 4 - 6 2 - 1 3 1 1、FAX : 0 4 9 4 - 6 2 - 4 4 4 4 ⑤ TEL : 0 4 9 4 - 6 6 - 0 2 6 8、FAX : 0 4 9 4 - 6 9 - 1 0 3 0
創業支援事業の目標
<p>・創業塾 創業者・創業希望者を対象に、「ちちぶ創業塾」を開講する。これまでは特段、創業塾に類する事業は実施していなかった。本事業の実施により、年間30人程度の受講者を目標とする。相談窓口事業によるものよりも、対象者の創業意欲が平均的に高くなることを見込まれるため、目標もより高く設定することとする。受講者のうち3割以上について、1年以内の創業実現を目指す。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容 年1回程度、創業をテーマにした「ちちぶ創業塾」を開講し、創業者・創業希望者向けに一連の講義（理論・実践）を実施する。 一連の講義を「特定創業支援事業」とする。一連の講義は、3か月程度にわたる5回の講義で構成し、経営、財務、人材育成、販路開拓を身につく指定講座を受講した上で、8割以上の講義に出席した場合、証明書を発行する。</p>

また、専門家との連携やハンズオン支援の活用等により、受講者のその後の事業進捗状況をフォローアップし、適切なアドバイスを行う。

〔予定テーマ〕

- ・創業にあたっての心構え、創業に必要な手続き
- ・事業計画の作成（経営戦略、マーケティング、売上利益計画、資金計画等）
- ・人材育成、販路開拓
- ・支援制度の活用 など

（２）創業支援事業の実施方法

カリキュラムの策定、講師の手配、教材準備等、各事業者が連携して行う。

講義運営、会場手配、広報活動等については、秩父地域1市4町とも連携して行う。

なお、定期的に受講状況とその後の創業状況について調査し、目標に対する達成度を検証する。

特定創業支援事業における名簿は、基本的には各団体で適切に管理し、あわせて、秩父市において総括的に管理を行い、証明書発行に必要な情報を各団体間で共有する。証明書発行の条件を満たした段階で都度更新し共有するほか、定期的に支援状況の確認を実施する。個人情報の保護・管理を適切に実施するほか、1市4町における証明書の発行状況等を適切に管理する。

証明書の発行を受けた者の、その後の創業状況について、6か月後、1年後等に確認を行い、証明書発行者である1市4町において適切に記録、保存する。

計画期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日

（注）

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。